

糖尿病、高血圧、脂質異常症を 特定疾患療養管理料の対象疾患に戻すこと を求める緊急要請署名

大阪府保険医協会
理事長 宇都宮 健弘
副理事長 井上 美佐

日頃は保険医協会の活動にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

24年改定から半年が経過しました。今回の改定は特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料の再編、特定疾患処方管理加算18点の廃止、10月からの長期収載品に対する選定療養導入など、これでもかというほど医院経営を追い詰めるものとなりました。今まで通りの診療の継続が許されず、療養計画書の作成等、事務作業は増える一方で診療報酬は横ばいか減算となり、患者からも待ち時間について不満が出されるなど「モチベーションが下がった」という声も寄せられています。保険医協会が取り組んだアンケートでは実に7割の先生が療養計画書について診療に「役立っていない」「あまり役立っていない」と回答しています。

保険医協会の運動で、外来管理加算が生活習慣病管理料と別日であれば算定が認められるようになるなど、改善された部分もあります。しかしながら不可解な包括点数や療養計画書作成の負担など生活習慣病管理料が特定疾患療養管理料に代わるものとする事自体が無理なのではないでしょうか。次回の改定に向け、糖尿病、高血圧、脂質異常症の3疾患をこれまで通り、特定疾患療養管理料の対象疾患に戻すことを強く求めます。

保険診療の縮小傾向に歯止めをかけ、国民皆保険制度を守り発展させるために我々が怒りの声を上げる時です。大阪府保険医協会は、以下の署名に緊急に取り組みます。3月19日(水)
の国会行動に提出いたしますのでぜひご協力下さい。

FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会

内閣総理大臣殿／厚生労働大臣殿／財務大臣殿／国会議員各位

一、糖尿病・高血圧・脂質異常症を特定疾患療養管理料の算定対象に戻すこと。

私の一言

住 所：

医療機関名：

氏 名：

※ゴム印でも
結構です。

取扱い団体：大阪府保険医協会 〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 TEL06-6568-7721